

公益財団法人愛知県国際交流協会の役員及び 評議員の報酬等並びに費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、役員（理事及び監事をいう。以下同じ。）及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (2) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。

(報酬等の種類)

第3条 役員及び評議員に支給する報酬等の種類は、常勤役員にあつては、報酬、地域手当及び特別手当とし、非常勤役員及び評議員にあつては、報酬とする。

2 前項に定める報酬等のほか、常勤役員には、職員の例により、通勤手当を支給する。

(報酬等の決定基準)

第4条 役員の報酬等は、年間の総額 1,500 万円（うち監事 15 万円）を超えない範囲内において、次条から第7条に定めるところにより決定する。

2 評議員の報酬は、定款に定められた年間の総額の範囲内において、別表1に定める額とする。

(役員の報酬)

第5条 常勤役員の報酬は、別表2に定める額の範囲内において、評議員会において定める。

2 非常勤役員の報酬は、別表3に定める額とする。

(地域手当)

第6条 地域手当は、職員の例により支給する。

(特別手当)

第7条 特別手当は、6月1日及び12月1日（以下この条において、これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤役員（会長を除く。）に対して支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した役員についても同様とする。

2 特別手当の額は、職員の例による期末手当に係る基礎額に、職員に支給される当該手当の支給割合を上回らない範囲内において会長が定める支給割合を乗じた

額とする。

(支給方法)

第8条 報酬等及び費用弁償の支給方法は、職員の例による。ただし、日額で支給する報酬は、職務に従事した都度支給する。

(費用弁償)

第9条 役員及び評議員がこの法人の用務のために旅行した場合は、職員の例により旅費を支給する。

(補則)

第10条 この規定の改正は、評議員会の議決により行う。

2 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

1 この規程は、公益財団法人愛知県国際交流協会の設立登記の日から施行する。

2 財団法人愛知県国際交流協会役員の給与、報酬及び旅費に関する規程及び財団法人愛知県国際交流協会役員の給与、報酬及び旅費の支給に関する細則は廃止する。

別表 1（第 4 条の 2 関係）

評議員の報酬

日額 1 万 5 千円

別表 2（第 5 条の 1 関係）

常勤役員の報酬

会 長 月額 5 0 万円までの範囲内

理 事 月額 4 5 万円までの範囲内

別表 3（第 5 条の 2 関係）

非常勤役員の報酬

日額 1 万 5 千円